

第3 非常警報設備の技術上の基準の特例について

消防法施行令（以下「政令」という。）第24条第2項第2号及び第3項第4号の規定の適用については、次の各項のいずれかに該当する場合に限り、非常警報設備の設置を要しないものとして取り扱う。

- 1 政令第24条第2項第2号及び同条第3項第4号
 - (1) 公民館、集会場（町内会所有等）又は住宅展示場（モデルルーム）の防火対象物であること。
 - (2) 小規模な防火対象物（階数2（集会の用に供する居室部分に限る。）以下で、かつ、延べ面積が300平方メートル未満のもの。）であること。
 - (3) 防火対象物の廊下又は窓等から、容易に避難できる場所であること。
 - (4) 非常警報器具を設置することにより、火災の発生を有効に、かつ、すみやかに報知することができる場合であること。
- 2 政令第24条第3項第4号に掲げる防火対象物（1に該当するものを除く。）
 - (1) 1、(1)及び(3)に適合しているものであること。
 - (2) 階数2（集会のように供する居室部分に限る）以下の防火対象物であること。
 - (3) 集会の用に供される居室の各部分から、主たる避難口のその1に至る歩行距離が、15メートル以下であること。
 - (4) 自動火災報知設備が政令第21条の技術基準に従い又は、当該技術基準の例により設置されていること。
 - (5) 携帯用拡声器（電気式）が設置されて、各階の主たる避難口から報知した場合、当該の末端音量は、65ホーン以上であること。
 - (6) 収容人員は、政令第24条第3項第4号に定める数のおおむね1.3倍以下であること。
- 3 学校等のプールに附属する防火対象物（更衣室等にのみ使用されるものに限る。）